

令和7年 第5回九重町農業委員会 議事録

<日時>：令和7年6月5日（木）13：30～

<場所>：九重町役場 2階 庁議室

<出席委員>

農業委員

2番：佐藤 優子      3番：仲摩 茂敏      4番：平 祥尚      5番：佐々木 洋子  
6番：小田 稻次郎    7番：衛藤 眞弓      8番：佐藤 暁史    9番：飯田 祥治朗

推進委員

10番：多田 貫緑    11番：森 眞一      12番：野田 政春    13番：手島 政弘  
14番：佐藤 頼久    15番：帆足 改門    17番：徳永 孝文    18番：時松 美智雄  
21番：田吹 正利

<事務局出席者>

事務局：3名

<開会あいさつ（事務局）> 13時30分～

<委員出欠状況報告（事務局長）>

出席委員      （農業委員）：8名      （農地利用最適化推進委員）：9名  
欠席委員      （農業委員）：1名      （農地利用最適化推進委員）：3名

<会長あいさつ>

事務局長

皆さんこんにちは。

定刻となりましたので只今より、令和7年第5回九重町農業委員会の総会を開会をいたします。座って進めさせていただきます。

本日は農業委員が8名出席1名欠席ということで1番矢方委員の方が欠席となっております。農地利用最適化推進委員につきましては9名出席の3名欠席となっております。16番熊谷委員、19番梅木委員、20番佐藤委員の方が欠席となっております。農業委員定数9名に対しまして農業委員の出席委員は8名です。

九重町農業委員会会議規則第七条の規定によりまして、過半数を満たしているため成立することを報告をいたします。

それでは、これからの進行を、九重町農業委員会総会会議規則第五条の規定により会長が総会の進行を行います。よろしく願いいたします。

議長 (あいさつ)

それでは、本日は第5回九重町農業委員会総会を始めます。よろしく願いいたします。皆さんにお願いいたします。総会での発言は挙手をし、議長から指名があった後に、番号と氏名を告げて発言をお願いいたします。またその発言につきましては、テープに入ってますんで、簡潔かつ明瞭をお願いいたします。私語についても行わないようお願いいたします。あわせて、携帯電話は電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただけたらと思います。続きまして、議事録署名委員ですが、本日は4番委員さんと5番委員さんをお願いいたします。いかがでしょうか。

一 同 はい、お願いいたします。

議長 よろしく願いいたします。では只今から議案に入ります。報告第13号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の1ページ目をお開きください。報告第13号、農地法第3条の3第1項の規定による届け出が3件ありましたので受理いたしました。内容についてはご一読ください。以上です。

議長 続きまして報告第14号、農地法第18条第6項の規定について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。報告第14号、農地法第18条第6項の規定による届け出が9件ありましたので受理いたしました。内容についてはご一読ください。以上です。

議長 続きまして議案第20号、農地法3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案書の6ページをお開きください。議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請について。

議案第11号(番号1番～11番)を読み上げて説明。

議長 ありがとうございます。

それでは、担当委員さんより説明をお願いいたします。4番。

4番委員 4番平です。

議案第20号〇〇〇〇さんの議案について報告します。譲渡人が〇〇〇〇さん72歳。譲受人が〇〇〇〇さん62歳。2人の関係について

は従兄弟ということです。農地の場所につきましては、〇〇精米という精米所があるんですけども、その上に高速が通っています。高速を〇〇精米と挟んで反対側の山側に面した畑です。推進委員の野田さんと一緒に確認しに行ったところ、〇〇さんも一緒に確認しました。実際その畑につきましては、手入れもしっかりしていて、草刈等もしっかりしていました。作物等は何も植わっていませんでしたが、以前から管理していて名義変更されなかったため今回の議案に上がっております。確認した結果問題ないと思います。以上です。

議 長

ありがとうございます。

2番から14番。一応、再設定であるんですが、これは以前からあった太陽光です。〇〇のその下。分けてせんと認可が下りなかったということで、下の牧草を〇〇〇〇。〇〇〇〇の方が引き受けるような形をとっているみたいです。再設定ということでよろしくお願いします。それでは審議いたします。質疑を求めます。どなたかありますか。ありませんか。ないようですので、質疑を終了したいと思います。承認の方は挙手をお願いします。全員賛成ということで承認いたしました。

続きまして議案第21号、農地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業ですね。農地中間管理機構は、農地利用集積等促進計画を定める場合に、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、九重町の作成した農地利用集積等促進計画案について、農業委員会の意見を聞くものであります。議案は34件あります。

皆さん、議案書が届いているかと思しますので、その中で質疑と意見を受け付けますがいかがでしょうか。ありませんか。

一 同

ありません。

議

長

無いようですので質疑を終了します。これより採決に入ります。議案第21号、1番から34番の案件について、賛成する委員の挙手を求めます。賛成ということで認めます。

本件は原案の通り総会で承認することに決定いたしました。

事 務 局

議案第22号。非農地証明願について事務局より説明をお願いします。議案書の18ページをお開きください。議案第22号非農地証明願について。

議 長

議案第22号（番号1番）を読み上げて説明。

1 2 番 委 員

それでは担当委員さんより説明をお願いします。12番野田さん。

12番野田です。〇〇〇さんちょっと年齢はわかりませんが、元々は〇〇にいましたが、現在は〇〇の方に行っております。場所は、〇〇

の元〇〇センターの裏側になります。JRとの間に場所があります。写真の方ですが、上の写真の右上の方に前の〇〇センターがありまして、左の方にJRがあります。山の下に〇〇川という川が通っておりまして、この川は大雨が降ると氾濫しますので、その関係で砂がかなり上がっております。もうちょっと、砂を撤去してまで田んぼにするとなるとかなり費用もかかりますので、非農地にしたいという本人の希望があります。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。これについて、質疑を求めますがどなたかありますか。

12番委員 砂を上げてまた横の川が氾濫すればまた上がってくる。〇〇川というのが、〇〇の方からずっと来て、〇〇の裏を通って来る川でかなり大水が出ます。ちょうどここ、現地の所はS字カーブみたいな感じになっていて上がりやすい。水が上がりやすいようになっております。

議長 写真の上と下、同じ所ね。

事務局 上が地番でいうと〇番〇です。下の写真が〇番の〇です。

12番委員 2筆やけど1枚になっております。

3番委員 いいですか。

議長 はい、どうぞ。

3番委員 道路は2mぐらいの道路があるけど、そこは嵩上げを1mぐらい嵩上げはしているのですが、やっぱり今、野田さんが言われたようにカーブで、もう砂利も溜まりやすいところで、もうすぐ水がちょっと雨が降れば越して、田んぼがいつも水浸しになっているというか。この近くにちょっと人家もあるんですけど、そこもしょっちゅう雨が降ると床下浸水やら、床上浸水にちょくちょくなる所です。田んぼとしてはもういつも浸かっている状態が多いですね。

議長 説明ありがとうございます。これについて質疑ありますか。

ないようですので質疑終了します。採決に入ります。

第22号1番の案件について、賛成する委員の方は挙手を求めます。

はい。全員賛成ということで本件は原案通り総会で承認いたしました。本日の議案は以上となります。